



「新生JR東労組運動宣言」にもとづいた職場活動の教訓

山形運輸区分会のたたかい

職場の生の声で、要員不足改善に向けて前進をかち取る！

山形運輸区の乗務線区は、奥羽本線、仙山線、米坂線を受け持っています。運転士は、電車のみならず気動車、山形新幹線の車両も運転するため、転換教育や見習等を行い、知識・技能を身に付け乗務しています。

山形運輸区分会では、特に運転士の要員が不足している問題について、分会の実態把握の取り組みと職場現実を踏まえた会社との議論を行い、たたかってきました。

山形運輸区の現実

I・年休取得ができない

山形運輸区は、乗務員とりわけ運転士の要員不足が顕著で、年休取得が厳しい状況が続いています。

そのため、山形運輸区では、月末の24時前に年休を申し込むための列ができます。これまでに一番目に申し込んでも年休が入らないこともあり、休日出勤は毎月発生している状況です。

分会で特に年休取得ができず、休日出勤が多発している運転士について検証し

★年休取得について (分会調べ)

Table with 3 columns: Category, 2019年度(4~11月), 2018年度. Rows: 年休取得数, 一人平均, 1ヶ月平均.

★休日出勤について (分会調べ)

Table with 13 columns: 2019年度 (4月-3月), 4月-39日, 5月-50日, 6月-57日, 7月-54日, 8月-64日, 9月-47日, 10月-57日, 11月-57日, 12月-29日, 1月-39日, 2月-47日, 3月-46日.

また、山形運輸区の要員不足の原因の一つとして、公募制異動や指令への転勤、長期研修、海外への留学制度など、職場の現実を踏まえることなく実施されていることが考えられます。

II・転換教育も見習いもできない

山形運輸区に転動してきても、DCC免許がなければ気動車行路は乗務できません。しかし、山形運輸区は要員不足によってDCC転換教育しかり、山形新幹線つばさの見習いも実施出来ない状況となつてしまっています。

III・前代未聞の勤務発表

年休が取得できない現状が続く、職場の組合員の怒りは頂点に達し、年休が入らなければ休日勤務に耐えないという組合員が多く発生してしまいました。

2019年12月の勤務発表時(11月25日)に全行路が埋まらない状態で発表されるという前代未聞の事態となっていました。

結局、指導員に行路を充て、毎日勤務継続が続けられ、休日出勤も行って何とか対応したのでした。

仙台地本、緊急申し入れを行う！

経営協議会でも議論し、12月9日に申6号「一部職場における年休取得・時季変更権行使状況に関する緊急申し入れ」を会社に提出しました。

【会社に訴えた主な内容】

- 標準数は67名だが、現在員数は74名。しかし、実乗務できる運転士は指導員含めて65名しかいない中、毎週金・土日には山形新幹線つばさの臨時があり、さらに「とれいゆつばさ」も対応している。

- 1月の勤務発表時点で、年休取得(見習者除く)は31日だが、休日出勤は48日となっている。一方では、休日出勤を全員に頼んでいない状況がある。

- 女性組合員が妊娠したことで乗務を降りる際に「申し訳ない」とみんなに頭を下げていた。職場の要員不足を心配して、乗務を降りた後に制度を活用して休暇に入ることを、なぜ彼女が謝らなければならないのか。そのような状況を誰がつくっているのか。

厳しい職場現実を認めた 回答を引き出す

「山形運輸区運転士の現状に対しては、乗務を降りている方、新幹線合格者、退職者もいて、一時厳しくなりました。今後、転入者が単独乗務になり、また、2020年度に退職予定者はいない。

年休7ヶ月ぶりに取得！

このたたかいがあって、山形運輸区分会のある組合員は今年度に入って、7ヶ月ぶりの2月にやっと年休を1日取得することができました。これは、職場の生の声と具体的な取り組みによって勝ち取った成果です！

現在は、研修等は減っていますが、休日出勤をする人が減っているので、まだまだ年休の取得が厳しい状況となっています。充分な休養をとり、安全で質の高い業務を行うために、分会として休日勤務を一人2日までを超えて休日勤務をしていかないとチェックし、休日勤務で対応しては要員確保が難しくなることを訴えています。

職場の現実を正しく掴み、会社に訴えたことで、これまで「業務に必要な要員は確保している」という回答に終始していた会社が、「本来、退職者がいないところ」を考慮はしないが、新規の配属も考慮する」という姿勢となったのは、一歩踏み込んだ成果です。

これからの「新生JR東労組運動宣言」のもと、職場の仲間と共に知恵を出し合い、助け合い、働きやすい職場をつくり出していきますよー！

新幹線協議会

幹本申3号 山形新幹線車両センターにおける

「グループ会社と一体となった業務体制のさらなる推進」に関する申し入れ 団体交渉を行う！(2月20日)

山形新幹線車両センターにおいて、これまで「グループ会社と一体となった業務体制のさらなる推進」施策として、車両職が行う入換運業務の委託を部分的に実施してきましたが、今回の提案でJR本体の車両職が行う入換運業務が全てなくなるものです。

JR本体の作業タイミングに合わせてグループ会社の限定運転士を確保できない事態も発生しており、不安の声が上げられています。団体交渉では「委託後も山形新幹線車両センターの役割は変わらないこと」施策の目的は変わらないこと」を確認しました。

ステーションサービス協議会

申2号「就業規則の改正等について」団体交渉を行う！(3月9日)

1月27日に会社より「就業規則の改正等について」提案され、ステーションサービス協議会として議論を重ね、全17項目を申し入れし、3月9日に団体交渉を行いました。

感染予防について私たちが「感染しないために日々努力している。協力して乗り越えていきたい」と訴え、会社からは「不安もあると思うが、日々の業務に尽力していることに感謝している。会社としてもできる限り努力する。感染拡大を防ぎ、一刻も早く終息することを願うのは会社も一緒であり、協力して対応したい」と回答がありました。

就業規則の改正等の目的は「より一層魅力ある企業づくりを進めると共に、全雇用区分の多様な働き方の実現やモチベーションの向上」としています。新設される休暇やテレワークの導入など、様々な労働条件が変更となりますが、安



安全で働きがいのある職場をつくり出していくためにも、今回確認した事項の検証運動を行っていきましょう！ (詳細は業務部速報No.87を参照してください)